

# つちおと

## 復興支援インターンシッププロジェクト！

◆このプロジェクトは、東北学院大学が主催する取り組みで、被災地外の学生に、被災地企業における職業体験や地元の方々との交流を通じて、被災地ならびに被災地企業の現状を学んでもらい、体験後に幅広く情報発信してもらうことを目的としています。◆復興庁も「結いの場」等を通じて関わりのある地元企業とのマッチングに協力するなど、この活動を支援しました。◆8月末から今月中旬まで3グループ、関東・中部・近畿・九州地区から延べ60余名の学生を気仙沼市、南三陸町の13の企業へ紹介しました。◆学生は、水産加工の現場で魚の運搬、簡単な加工、包装などを行いながら、休憩時間などには経営者、従業員の方々から震災以降の貴重な話を伺うなど、被災地に関する認識を深めたようです。◆今後彼らには、自身の体験を発信し続けてくれることを期待します。そしてそれは、震災の風化を防ぐ大きな力になってくれることでしょう。



職業体験と毎日のミーティング

## BRT専用道路の区間延伸！

◆9月5日、JR気仙沼線の代替輸送として導入されたBRT（バス高速輸送システム）の専用道が新たに3区間、10.1km延伸され、専用道区間の延長は21.7kmになりました。今回の延伸で、柳津～気仙沼の鉄路延長55.3kmのうち約4割が専用道となり、JR東日本によると「最大7分の時間短縮できた」ということです。◆今回の延伸に併せて、高校生の部活動の時間などに配慮したダイヤ改正も行われました。◆JR東日本は、柳津～気仙沼間の7割を専用道にする計画をもっているとのことですが、今後の延伸については未定とのこと。

◆2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決まりました。最終プレゼンのスピーチで演壇に立った一人、気仙沼出身の佐藤真海さん、素晴らしい笑顔と被災地への思いを込めたスピーチに感動し、また励まされた方もたくさんいらっしゃったのではないのでしょうか。その一方で、被災地から五輪関連事業に労働力や資材が流れ、復興を遅らせるのではと心配する声もありますが、根本復興大臣は9月10日の記者会見において、被災地の復興は安倍内閣の最重要課題として取り組んできており、五輪開催を契機にさらに全力で取り組むことを申し上げました。当支所もこの意向を踏まえ、これまで以上に努力して参ります。◆今月号では、平成26年4月から予定されている消費税率の引上げに伴い、被災された方々の住宅再取得や被災住宅の補修における消費税の負担増加に対応する「住まいの復興給付金制度」の概要を掲載しました。◆先日から、気仙沼市内の地盤嵩上げに陸前高田市の復興事業で発生した土が有効利用されています。復興資材の安定供給には、関係機関の情報共有が不可欠です。復興庁が調整役に徹して、資材の需給バランスの保持に努めます。◆日の出、日の入りの様子に秋を感じる今日この頃です。遅れていたサンマの水揚げも安定してきたようですし、さらに戻り鰹に松茸、「おいしい三陸」の本領発揮です。ご自愛ください。(山)

# 住まいの復興給付金制度について

今回は、平成26年4月1日から予定されている段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修にかかる消費税の負担増加に対応する措置である「住まいの復興給付金制度」を御紹介します。

## 住まいの復興給付金制度の概要

### 住まいの復興給付金制度の目的

住まいの復興給付金制度は以下の点を目的としています。

- 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること。
- 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けること。

### 住まいの復興給付金制度について

東日本大震災により被害が生じた住宅（ここでは「被災住宅」と記載します。）の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。



※2：建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。

※3：避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点(解除された地点を含む)のことをいう。

次のページでは、①再取得住宅に居住する場合（上段）と②補修した被災住宅に居住する場合（下段）のそれぞれの概要を御紹介します。

紙面の都合上、ここでは概要のみの御紹介となりますので、ここに記載した内容の詳細や給付申請の流れ等については、下の住まいの復興給付金準備事務局のコールセンターにお問い合わせいただくか、この事務局のホームページを御覧ください。

### 住まいの復興給付金準備事務局

- コールセンター（受付時間9:00～17:00（土・日・祝日を含む。）） 0570-200-246（有料）
  - \* IP電話等からの御利用の場合 022-745-0420（有料）
- ホームページ  
<http://fukko-kyufu.jp>

## ●新築住宅を「建築・購入」し、又は中古住宅を「購入」した場合

### (対象者について)

以下のすべての要件を満たす方・住宅が対象となります。

①被災住宅を所有していた方(※1)、②再取得住宅を所有している方、③再取得住宅に居住している方

※1 被災時点(平成23年3月1日時点)に所有していた方です。所有していた持分は問いません。

上の①から③のすべての要件を満たしていない場合についても、各要件を満たす方が共同で申請(ここでは「共同申請」と記載します。)する場合に、給付を受けることができます。

#### 給付対象となる共同申請の事例

●被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合…



被災住宅の所有者：父親  
再取得住宅の所有者：息子

●給付対象要件は以下の通り

再取得住宅



1 それぞれの所有者が再取得住宅に共に居住  
2 共同で申請

※上の①の被災住宅の所有者が死亡又は行方不明の場合、被災住宅に居住していた方が新たに住宅を再取得し、その住宅に居住している場合には給付を受けることができます。

●再取得住宅の所有者が複数の場合…



再取得住宅  
夫：1/2 所有(被災住宅の所有者)  
妻：1/2 所有

●給付対象要件は以下の通り

再取得住宅



1 複数の所有者が再取得住宅に共に居住  
2 共同で申請

### (対象住宅について)

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅、又は宅建業者が販売した中古住宅

※床面積には次の要件があります。建築の場合は13㎡以上、購入の場合は50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合は30㎡以上)。

※新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建築工完了日から1年を経過したものを除く。)

※中古住宅とは、上の新築住宅に該当しないもの。

### (給付金額について)

再取得住宅の床面積、給付単価及び持分割合に応じて給付されます。

## ●被災住宅を「補修」した場合

### (対象者について)

以下のすべての要件を満たす方・住宅が対象となります。

①被災住宅を所有している方(※1)、②被災住宅の補修工事(※2)を発注した方、③補修した被災住宅に居住している方

※1 被災時点(平成23年3月1日時点)に所有していた方です。所有していた持分は問いません。

※2 実際にかけた補修工事の金額が100万円以上であることが要件です。

上の①から③のすべての要件を満たしていない場合についても、各要件を満たす方が共同で申請(ここでは「共同申請」と記載します。)する場合に、給付を受けることができます。

#### 給付対象となる共同申請の事例

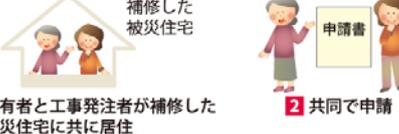
●被災住宅の所有者と被災住宅の補修工事発注者が異なる場合…



被災住宅の所有者：母親  
補修工事の発注者：娘

●給付対象要件は以下の通り

補修した被災住宅



1 所有者と工事発注者が補修した被災住宅に共に居住  
2 共同で申請

※上の①の被災住宅の所有者の死亡又は行方不明が原因で、被災住宅の所有者が震災後に変更されている場合、変更後の所有者が補修し、その被災住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。

●被災住宅の補修工事発注者が複数の場合…



工事発注者-1：父親(被災住宅の所有者)  
工事発注者-2：息子

●給付対象要件は以下の通り

補修した被災住宅



1 複数の工事発注者が補修した被災住宅に共に居住  
2 共同で申請

### (対象住宅について)

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

### (給付金額について)

①被災住宅の床面積に、り災状況に応じた給付単価を掛けた額と②実際に掛った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付するものとします。

# 復興交付金について

復興プランの実現のために  
まちづくりの各種事業を支援。。

## 復興交付金事業の進捗状況（契約状況）の公表（8月30日）

8月30日に、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業をはじめとする復興交付金事業について、平成23年度及び平成24年度の事業費として交付された額や本年3月末日時点での進捗状況（契約状況）等が公表されました。

- ・気仙沼市への全体の交付額は約1,217億円、うち平成23年度及び平成24年度の交付額は約279億円、さらにこのうち契約済み額は約198億円です。
- ・同じく南三陸町へは、全体の交付額は約730億円、うち平成23年度及び平成24年度の交付額は約247億円、さらにこのうち契約済み額は約70億円です。
- \*なお、復興交付金が交付された市町村全体では、平成23年度及び平成24年度の交付額が約5,809億円であり、うち契約済み額は2,976億円となっています。

気仙沼支所も、今後も引き続き、気仙沼市や南三陸町等による復興交付金事業の取組をお手伝いしてまいります。

- \*ここに記載した交付額と契約済み額は国費又は国費相当額であるため、各事業に要する事業費と異なる場合があります。
- \*データは、復興庁、気仙沼市及び南三陸町の発表資料から引用しました。

## ナンプレにチャレンジ！！

8		5				7		1
		1				5		
	9		5		7			4
			9		5			
		6	1		4	9		
			8		3			
	1		4		6			7
		4				2		
5		9				4		6

### ルール

- ・9マスごとの縦の列と横の列にそれぞれ1から9の数字が1つずつ入ります。
- ・太枠で囲まれた9マス（縦3マス、横3マス）にそれぞれ1から9の数字が1つずつ入ります。

### 【編集後記】

◆9月に入り、暑さも和らいできたと思っていたら、早朝には少し肌寒いと感じるようになってきました。またしても季節の移ろいについてゆけずに風邪をひいてしまった私ですが、皆様はどうぞお体に気をつけてください。

(前号のナンプレの回答)

3	8	1	6	7	9	5	4	2
6	7	4	8	5	2	9	3	1
5	9	2	4	1	3	7	6	8
9	4	3	7	8	5	2	1	6
2	6	8	3	9	1	4	5	7
1	5	7	2	6	4	6	9	3
8	3	5	9	2	6	1	7	4
4	2	9	1	3	7	6	8	5
7	1	6	5	4	8	3	2	9

しゅんやぐさんま!



9月11日、気仙沼魚市場に秋の味覚の代表格サンマの初水揚げがあった。昨年より8日遅れ、まだ漁場も遠く30時間かけての寄港となったが、関係者はホッとしたことでしょう。青く輝く魚体に「秋」を感じます。



これまでに発行した「つちおと」は、復興庁ホームページで御覧いただくことができます。

- ①復興庁のホームページ
- ↓
- ②宮城復興局
- ↓
- ③気仙沼支所だより「つちおと」

「つちおと」発行元（お問い合わせ先）

復興庁 宮城復興局 気仙沼支所  
電話 0226-23-5301  
FAX 0226-23-5310

復興庁ホームページ

<http://www.reconstruction.go.jp/>